

カ 公営企業職員の状況

(ア) 電気事業

県営電気事業は、昭和28年10月7日の営業開始以来55年を経過し、現在、銅山川第一発電所（2機）、同第二発電所、同第三発電所、富郷発電所、肱川発電所、道前道後第一発電所、同第二発電所及び同第三発電所の合計8発電所（9機）において、最大出力67,000キロワットで営業しています。

a 職員給与費の状況

(a) 決算

区 分	総費用 (A)	純損益又は 実質収支	職員給与費 (B)	総費用に占める職員 給与費比率 (B/A)	平成19年度の総費用に 占める職員給与費比率
	千円	千円	千円	%	%
平成20年度	2,033,518	275,438	428,501	21.1	20.5

注1 決算には、消費税を含んでいません。

2 職員給与費とは、職員に対して支給される給料及び扶養手当、住居手当、通勤手当、時間外勤務手当、期末・勤勉手当等の諸手当に要する経費であり、退職手当に要する経費は、含んでいません。

(b) 予算

区 分	職員数 (A)	給 与 費				1人当たり 平均給与費 (B/A)
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 (B)	
	人	千円	千円	千円	千円	千円
平成21年度	69	306,183	72,008	156,284	534,475	7,746

注1 職員数及び給与費は、平成21年度当初予算に計上された数値であり、平成21年4月1日現在の実職員数とは一致しません。

2 職員手当には、退職手当に要する経費は、含んでいません。

b 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（平成21年4月1日現在）

県営電気事業に従事する平成21年4月1日現在の職員数は、63人であり、職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況は、以下のとおりです。

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
愛媛県公営企業 (電気事業)	43歳8月	361,350円	456,318円 (588,205円)

注1 基本給とは、職員の給料、扶養手当及び地域手当の合算額の平均です。

2 平均月収額とは、職員の基本給と毎月支払われる住居手当、時間外勤務手当などの諸手当を合計したものの平均であり、()内の金額は、期末・勤勉手当を含んだものです。

c 職員の手当の状況

(a) 期末手当・勤勉手当

愛媛県公営企業（電気事業）		愛 媛 県	
1人当たり平均支給額（平成20年度）		1人当たり平均支給額（平成20年度）	
1,828千円		1,729千円	
（平成20年度支給割合）		（平成20年度支給割合）	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
3.0 月分	1.5 月分	3.0 月分	1.5 月分

(1.6) 月分 (0.75) 月分	(1.6) 月分 (0.75) 月分
(加算措置の状況)	(加算措置の状況)
職制上の段階、職務の級等による加算措置	職制上の段階、職務の級等による加算措置

注1 特定幹部職員（局長級以上の職員）については、期末手当のうち0.4月分を勤勉手当に振り替えているため、期末手当2.6月分、勤勉手当1.9月分となっています。

2 () 内の数値は、再任用職員に係る支給割合です。

(b) 退職手当（平成21年4月1日現在）

愛媛県公営企業（電気事業）			愛 媛 県		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.5 月分	30.55 月分	勤続20年	23.5 月分	30.55 月分
勤続25年	33.5 月分	41.34 月分	勤続25年	33.5 月分	41.34 月分
勤続35年	47.5 月分	59.28 月分	勤続35年	47.5 月分	59.28 月分
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分	最高限度額	59.28 月分	59.28 月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
退職手当の調整額			退職手当の調整額		
職務の級等の区分に応じた8段階の調整月額を定め、職員の在職期間のうちその月額が高い方から60月分の合計額を調整額として加算			職務の級等の区分に応じた8段階の調整月額を定め、職員の在職期間のうちその月額が高い方から60月分の合計額を調整額として加算		
定年前早期退職特別措置 (2～20%加算)			定年前早期退職特別措置 (2～20%加算)		
1人当たり平均支給額			1人当たり平均支給額		
	- 千円	- 千円		531千円	27,183千円

注 1人当たり平均支給額は、平成20年度中に退職した職員に支給された額の平均です。

(c) 地域手当（平成21年4月1日現在）

支給対象職員は、いません。

(d) 特殊勤務手当（平成21年4月1日現在）

支給総額（平成20年度決算）				42千円
支給職員1人当たり平均支給年額（平成20年度決算）				1,618円
職員全体に占める手当支給職員の割合（平成20年度）				44.8%
手当の種類（手当数）				2
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給単価	
危険作業手当	発電所又は工業用水管理事務所に勤務する職員	①傾斜30度以上の水圧管施設工事及び内部工事の作業等 ②水圧鉄管充水中の水車ケーシング及びドラフトチューブの内部作業等 ③ずい道水圧管内における調査、測量作業等 ④地上又は水面上10メートル以上の墜落の危険が特に著しい箇所で行う工事の監督、調査等 ⑤金属ナトリウム、苛性アルカリ類、硝酸及び亜硝酸等を取扱う業務	①日額 570円 ②日額 400円 ③日額 340円 ④日額 220円 ⑤日額 200円	
用地交渉等業務手当	公営企業管理局に勤務する職員	公共事業の施行に伴う土地等の取得及び権利の消滅に伴う損失の補償等に関し、これらの権利者等と直接現地で行う交渉業務	日額 650円	

(e) 時間外勤務手当

支給実績（平成20年度決算）	43,819千円
職員1人当たり平均支給年額（平成20年度決算）	953千円
支給実績（平成19年度決算）	41,521千円
職員1人当たり平均支給年額（平成19年度決算）	883千円

注 職員1人当たり平均支給年額には、休日勤務手当を含んでいます。

(f) その他の手当（平成21年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (20年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (20年度決算)
扶 養 手 当	一般行政職の制度と同じ。	同	-	千円 10,770	円 244,773
住 居 手 当	一般行政職の制度と同じ。	同	-	千円 4,618	円 104,955
通 勤 手 当	一般行政職の制度と同じ。	同	-	千円 2,669	円 74,138
単 身 赴 任 手 当	一般行政職の制度と同じ。	同	-	千円 2,220	円 317,143
管 理 職 手 当	一般行政職の制度と同じ。	同	-	千円 7,349	円 612,443
特 地 勤 務 手 当 及 び 特 地 勤 務 手 当 に 準 ず る 手 当	一般行政職の制度と同じ。	同	-	千円 194	円 97,000
宿 日 直 手 当	一般行政職の制度と同じ。	同	-	千円 0	円 0
管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当	一般行政職の制度と同じ。	同	-	千円 4	円 4,000
夜 間 勤 務 手 当	一般行政職の夜勤手当の制度と同じ。	同	-	千円 3,632	円 213,640

(i) 工業用水道事業

県営工業用水道事業は、昭和39年4月1日の営業開始以来45年を経過し、現在、松山・松前地区工業用水道、今治地区工業用水道、西条地区工業用水道（一部給水）の3地区において、給水能力238,133立方メートルで営業しています。

a 職員給与費の状況

(a) 決算

区 分	総費用 (A)	純損益又は 実質収支	職員給与費 (B)	総費用に占める職員 給与費比率 (B/A)	平成19年度の総費用に 占める職員給与費比率
平成20年度	千円 2,380,771	千円 140,803	千円 182,844	% 7.7	% 8.5

注1 決算には、消費税を含んでいません。

2 職員給与費とは、職員に対して支給される給料及び扶養手当、住居手当、通勤手当、時間外勤務手当、期末・勤勉手当等の諸手当に要する経費であり、退職手当に要する経費は、含んでいません。

(b) 予算

区 分	職 員 数 (A)	給 与 費				1人当たり 平均給与費 (B/A)
		給 料	職 員 手 当	期 末 ・ 勤 勉 手 当	計 (B)	
平成21年度	人 29	千円 128,096	千円 32,420	千円 55,784	千円 216,300	千円 7,458

注1 職員数及び給与費は、平成21年度当初予算に計上された数値であり、平成21年4月1日現在の実職員数とは一致しません。

2 職員手当には、退職手当に要する経費は、含んでいません。

b 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（平成21年4月1日現在）

県営工業用水道事業に従事する平成21年4月1日現在の職員数は、28人であり、職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況は、以下のとおりです。

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
愛媛県公営企業 (工業用水道事業)	43歳2月	355,916円	424,381円 (554,154円)

注1 基本給とは、職員の給料、扶養手当及び地域手当の合算額の平均です。

2 平均月収額とは、職員の基本給と毎月支払われる住居手当、時間外勤務手当などの諸手当を合計したものの平均であり、()内の金額は、期末・勤勉手当を含んだものです。

c 職員の手当の状況

(a) 期末手当・勤勉手当

愛媛県公営企業（工業用水道事業）			愛 媛 県		
1人当たり平均支給額（平成20年度）			1人当たり平均支給額（平成20年度）		
1,717千円			1,729千円		
（平成20年度支給割合）			（平成20年度支給割合）		
期末手当	勤勉手当		期末手当	勤勉手当	
3.0 月分	1.5 月分		3.0 月分	1.5 月分	
(1.6) 月分	(0.75) 月分		(1.6) 月分	(0.75) 月分	
（加算措置の状況）			（加算措置の状況）		
職制上の段階、職務の級等による加算措置			職制上の段階、職務の級等による加算措置		

注1 特定幹部職員（局長級以上の職員）については、期末手当のうち0.4月分を勤勉手当に振り替えているため、期末手当2.6月分、勤勉手当1.9月分となっています。

2 ()内の数値は、再任用職員に係る支給割合です。

(b) 退職手当（平成21年4月1日現在）

愛媛県公営企業（工業用水道事業）			愛 媛 県		
（支給率）	自己都合	勤奨・定年	（支給率）	自己都合	勤奨・定年
勤続20年	23.5 月分	30.55 月分	勤続20年	23.5 月分	30.55 月分
勤続25年	33.5 月分	41.34 月分	勤続25年	33.75 月分	42.12 月分
勤続35年	47.5 月分	59.28 月分	勤続35年	47.5 月分	59.28 月分
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分	最高限度額	59.28 月分	59.28 月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
退職手当の調整額			退職手当の調整額		
職務の級等の区分に応じた8段階の調整月額を定め、職員の在職期間のうちその月額が高い方から60月分の合計額を調整額として加算			職務の級等の区分に応じた8段階の調整月額を定め、職員の在職期間のうちその月額が高い方から60月分の合計額を調整額として加算		

定年前早期退職特別措置（2～20%加算） 1人当たり平均支給額	- 千円	- 千円	定年前早期退職特別措置（2～20%加算） 1人当たり平均支給額	531千円	27,183千円
------------------------------------	------	------	------------------------------------	-------	----------

注 1人当たり平均支給額は、平成20年度中に退職した職員に支給された額の平均です。

(c) 地域手当（平成21年4月1日現在）

支給対象職員は、いません。

(d) 特殊勤務手当（平成21年4月1日現在）

支給総額（平成20年度決算）				114千円
支給職員1人当たり平均支給年額（平成20年度決算）				5,705円
職員全体に占める手当支給職員の割合（平成20年度）				74.1%
手当の種類（手当数）				2
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務		支給単価
危険作業手当	発電所又は工業用水管理事務所に勤務する職員	①傾斜30度以上の水圧管施設工事及び内部工事の作業等 ②水圧鉄管充水中の水車ケーシング及びドラフトチューブの内部作業等 ③ずい道水圧管内における調査、測量作業等 ④地上又は水面上10メートル以上の墜落の危険が特に著しい箇所で行う工事の監督、調査等 ⑤金属ナトリウム、苛性アルカリ類、硝酸及び亜硝酸等を取扱う業務		①日額 570円 ②日額 400円 ③日額 340円 ④日額 220円 ⑤日額 200円
用地交渉等業務手当	公営企業管理局に勤務する職員	公共事業の施行に伴う土地等の取得及び権利の消滅等に伴う損失の補償等に関し、これらの権利者等と直接現地で行う交渉業務		日額 650円

(e) 時間外勤務手当

支給実績（平成20年度決算）	10,674千円
職員1人当たり平均支給年額（平成20年度決算）	508千円
支給実績（平成19年度決算）	11,456千円
職員1人当たり平均支給年額（平成19年度決算）	546千円

注 職員1人当たり平均支給年額には、休日勤務手当を含んでいます。

(f) その他の手当（平成21年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績（20年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額（20年度決算）
扶 養 手 当	一般行政職の制度と同じ。	同	-	千円 5,276	円 229,391
住 居 手 当	一般行政職の制度と同じ。	同	-	千円 1,923	円 91,557
通 勤 手 当	一般行政職の制度と同じ。	同	-	千円 3,262	円 203,891
単 身 赴 任 手 当	一般行政職の制度と同じ。	同	-	千円 552	円 276,000
管 理 職 手 当	一般行政職の制度と同じ。	同	-	千円 3,643	円 607,210
特 地 勤 務 手 当 及 び 特 地 勤 務 手 当 に 準 ず る 手 当	一般行政職の制度と同じ。	同	-	千円 0	円 0

宿日直手当	一般行政職の制度と同じ。	同	-	千円 122	円 24,360
管理職員 特別勤務手当	一般行政職の制度と同じ。	同	-	千円 0	円 0
夜間勤務手当	一般行政職の夜勤手当の制度と同じ。	同	-	千円 2,137	円 237,520

(ウ) 病院事業

県営病院事業は、昭和31年10月1日県衛生部から移管を受けて以来52年を経過し、現在、中央、今治、三島、南宇和及び新居浜の5病院で、病床数1,905床を有し、それぞれの地域における中核的医療機関として、その機能を発揮しています。

a 職員給与費の状況

(a) 決算

区 分	総費用 (A)	純損益又は 実質収支	職員給与費 (B)	総費用に占める職員 給与費比率 (B/A)	平成19年度の総費用に 占める職員給与費比率
平成20年度	千円 36,498,187	千円 △1,413,615	千円 13,935,685	% 38.2	% 38.4

注1 決算には、消費税を含んでいません。

2 職員給与費とは、職員に対して支給される給料及び扶養手当、住居手当、通勤手当、時間外勤務手当、期末・勤勉手当等の諸手当に要する経費であり、退職手当に要する経費は、含んでいません。

(b) 予算

区 分	職 員 数 (A)	給 与 費				1人当たり 平均給与費 (B/A)
		給 料	職 員 手 当	期 末 ・ 勤 勉 手 当	計 (B)	
平成21年度	人 2,033 (2)	千円 7,975,985	千円 3,388,745	千円 3,328,941	千円 14,693,671	千円 7,228

注1 職員数及び給与費は、平成21年度当初予算に計上された数値であり、平成21年4月1日現在の実職員数とは一致しません。

2 職員手当には、退職手当に要する経費は、含んでいません。

3 () 内の数値は、再任用短時間勤務職員の数であり、内数です。

b 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況 (平成21年4月1日現在)

県営病院事業に従事する平成21年4月1日現在の職員数(再任用短時間勤務職員6人を含まない。)は、1,979人であり、職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況は、以下のとおりです。

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
愛媛県			
医 師	43歳7月	550,509円	1,177,881円 (1,354,141円)
看 護 師	36歳8月	294,439円	375,230円 (483,694円)
事務職員	45歳7月	377,065円	562,260円 (699,792円)

注1 基本給とは、職員の給料、扶養手当及び地域手当の合算額の平均です。

2 平均月収額とは、職員の基本給と毎月支払われる住居手当、時間外勤務手当などの諸手当を合計したものの平均であり、() 内の金額は、期末・勤勉手当を含んだものです。

c 職員の手当の状況

(a) 期末手当・勤勉手当

愛媛県公営企業（病院事業）		愛 媛 県	
1人当たり平均支給額（平成20年度）		1人当たり平均支給額（平成20年度）	
1,548千円		1,729千円	
（平成20年度支給割合）		（平成20年度支給割合）	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
30 月分	15 月分	30 月分	15 月分
(16) 月分	(0.75) 月分	(16) 月分	(0.75) 月分
（加算措置の状況）		（加算措置の状況）	
職制上の段階、職務の級等による加算措置		職制上の段階、職務の級等による加算措置	

注1 特定幹部職員（局長級以上の職員）については、期末手当のうち0.4月分を勤勉手当に振り替えているため、期末手当2.6月分、勤勉手当1.9月分となっています。

2 () 内の数値は、再任用職員に係る支給割合です。

(b) 退職手当（平成21年4月1日現在）

愛媛県公営企業（病院事業）			愛 媛 県		
（支給率）	自己都合	勸奨・定年	（支給率）	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.5 月分	30.55 月分	勤続20年	23.5 月分	30.55 月分
勤続25年	33.5 月分	41.34 月分	勤続25年	33.5 月分	41.34 月分
勤続35年	47.5 月分	59.28 月分	勤続35年	47.5 月分	59.28 月分
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分	最高限度額	59.28 月分	59.28 月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
退職手当の調整額			退職手当の調整額		
職務の級等の区分に応じた8段階の調整月額を定め、職員の在職期間のうちその月額が高い方から60月分の合計額を調整額として加算			職務の級等の区分に応じた8段階の調整月額を定め、職員の在職期間のうちその月額が高い方から60月分の合計額を調整額として加算		
定年前早期退職特別措置（2～20%加算）			定年前早期退職特別措置（2～20%加算）		
1人当たり平均支給額			1人当たり平均支給額		
医 師	3,941千円	29,876千円	531千円		27,183千円
看護師	2,363千円	23,073千円			
その他	5,866千円	23,314千円			

注1 1人当たり平均支給額は、平成20年度中に退職した職員に支給された額の平均です。

2 1人当たり平均支給額のその他は、医師及び看護師を除くすべての職員です。

(c) 地域手当（平成21年4月1日現在）

支 給 総 額（平成20年度決算）		189,294千円		
支給対象職員1人当たり平均支給年額（平成20年度決算）		728,055円		
区 分	支給対象地域	支 給 率	支給対象職員数	愛媛県の制度（支給率）
医 師		14%	258人	14%

注 支給対象職員数は、平成21年4月1日現在の職員数です。

(d) 特殊勤務手当（平成21年4月1日現在）

支給総額（平成20年度決算）		431,996千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（平成20年度決算）		293,875円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（平成20年度）		73.0%	
手当の種類（手当数）		9	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給単価
結核病とう勤務手当	病院の結核病棟に勤務する職員	病院の結核病棟において行う患者の看護又は患者に接する職務	日額 290円
病理細菌取扱手当	病院の試験室等において病理又は危険である細菌の検査研究等に従事する職員	病院の試験室等において行う病理又はコレラ、赤痢等危険である細菌の検査、研究等	日額 200円
放射線技術勤務手当	放射線技術又はその補助に従事する職員	病院において行う有害放射線の影響を受ける作業	日額 230円
伝染病医療従事手当	病院において伝染病患者等の診療、看護等に従事する職員	伝染病患者等の診療又は看護 伝染病菌の付着した物件等の処理作業	日額 290円
精神病棟等勤務手当	病院の精神病棟又は精神科に勤務する職員	精神病患者等の看護又はこれらの者に接する業務	日額 320円
夜間看護等手当	①病院で深夜に勤務する看護師等 ②③病院に勤務する医療職給料表の適用を受ける職員	①正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間）において行われる看護等の業務 ②救急患者に対処するために命を受け自宅等でする待機 ③待機中に呼出しを受け、正規の勤務時間以外の時間において行った手術等の業務	① 1回 2,000円から3,300円まで ② 1回 860円 ③ 1回 1,620円
航空手当	航空機に搭乗して診療、調査等の業務に従事する職員	航空機に搭乗して行う診療、看護、調査、捜索救難等の業務	1時間 1,900円
救急医療従事手当	病院に勤務する管理職医師	正規の勤務時間外において行う救急医療業務	1時間当たりの給与額×従事時間
診療応援手当	病院に勤務する医師	他の県立病院等で従事する診療業務	1回 20,000円又は5,000円

(e) 時間外勤務手当

支給実績（平成20年度決算）	1,481,274千円
職員1人当たり平均支給年額（平成20年度決算）	799千円
支給実績（平成19年度決算）	1,431,294千円
職員1人当たり平均支給年額（平成19年度決算）	757千円

注 職員1人当たり平均支給年額には、休日勤務手当を含んでいます。

(f) その他の手当（平成21年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (20年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (20年度決算)
扶 養 手 当	一般行政職の制度と同じ。	同	-	千円 168,788	円 220,063
住 居 手 当	一般行政職の制度と同じ。	同	-	千円 216,324	円 181,785
通 勤 手 当	一般行政職の制度と同じ。	同	-	千円 119,959	円 87,497
単 身 赴 任 手 当	一般行政職の制度と同じ。	同	-	千円 13,291	円 302,068
管 理 職 手 当	一般行政職の制度と同じ。	同	-	千円 45,092	円 805,222

初任給調整手当	内容は、一般行政職の制度と同じ。 支給単価は、一般行政職の制度に加え、医師について次の額を支給。 ・職務の級に応じ24,000円又は30,000円 ・小児科、産婦人科、麻酔科に勤務する者 100,000円以内の額	異	医師への加算	千円 741,841	円 2,853,234
宿日直手当	一般行政職の制度と同じ。	同	-	千円 175,523	円 304,728
管理職員特別勤務手当	一般行政職の制度と同じ。	同	-	千円 3,834	円 81,574
夜間勤務手当	一般行政職の夜勤手当の制度と同じ。	同	-	千円 165,821	円 163,210

(エ) 特別職の報酬等の状況（平成21年4月1日現在）

特別職である管理者の給料月額、期末手当の支給割合及び退職手当の算定方式等は、以下のとおりです。

区 分	給 料 月 額 等
給 料	705,500円（830,000円）
期末手当	（平成20年度支給割合） 3.35月分
退職手当	（算定方式） （支給時期） 83万円×在職月数×0.3（任期毎）

注 給料月額は、知事等及び職員の給与の特例に関する条例（平成18年愛媛県条例第6号）に基づき15%の減額をした後の額であり、（ ）内の金額は、減額前の額を記載しています。

(3) 勤務時間その他の勤務条件の状況

ア 勤務時間の状況

平成20年度における職員の勤務時間は、1週間当たり40時間で、公務の運営上の事情等により特別の形態によって勤務する必要のある職員を除き、午前8時30分から午後5時30分まで（休憩時間は、午後零時から午後1時まで）となっていました。

イ 休暇の状況

(ア) 年次有給休暇

年次有給休暇は、1年ごとに20日付与され、残日数は、翌年に限り繰り越すことができます。平成20年の職員1人当たりの年次有給休暇の取得状況は、以下のとおりです。

(単位：日)

区 分	知 事	公営企業管理者	人 事 委 員 会	議 会 議 長	代表監査委員	教育委員会	警察本部長
平均取得日数	10.8	8.3	13.7	7.1	6.4	10.4	5.0

(イ) その他の休暇

負傷や病気による療養、選挙権の行使、結婚、出産、交通機関の事故など条例や人事委員会規則で定める事由に該当する場合には、有給の休暇を付与しています。また、職員の配偶者、父母、子、配偶者の父母等で負傷、疾病又は障害のため介護を必要とするものを介護する場合には、無給の休暇を付与しています。

ウ 休業の状況

(ア) 育児休業

職員が3歳に満たない子を養育するため、当該子が3歳に達する日まで、育児のために休業することが認められる制度です。育児休業を

している期間については、給与は、支給されません。平成20年度における育児休業者数は、668人です。任命権者別の内訳は、以下のとおりです。

(単位：人)

区 分	知 事	公営企業管理者	議 会 議 長	教 育 委 員 会	警 察 本 部 長	合 計
育児休業者数	57	168	2	408	33	668

(イ) 部分休業

職員が3歳に満たない子を養育するため、正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて、1日を通じて2時間を超えない範囲内で、勤務しないことが認められる制度です。部分休業をしている時間については、給与が減額されます。平成20年度における部分休業者数は、32人です。任命権者別の内訳は、以下のとおりです。

(単位：人)

区 分	知 事	公営企業管理者	警 察 本 部 長	合 計
部分休業者数	4	27	1	32

(ウ) 修学部分休業

職員が自発的に大学等の教育施設で修学する場合、公務の運営に支障がなく、かつ、職員の公務に関する能力の向上に資すると認められるときは、給与を減額して、正規の勤務時間の1/2以内の時間、2年間を限度に、修学のために必要な時間を休業することが認められる制度です。平成20年度における修学部分休業者数は、0人です。

(エ) 高齢者部分休業

定年退職日前5年間の職員が希望する場合、公務運営に支障がない場合は、給与を減額して、正規の勤務時間の1/2以内の時間、定年退職日まで、勤務時間を短縮することが認められる制度です。平成20年度における高齢者部分休業者数は、0人です。

(オ) 自己啓発等休業

職員が大学等課程の履修又は国際貢献活動を行う場合、2年間（国際貢献活動は3年間）を限度に休業することが認められる制度です。平成20年度における自己啓発等休業者数は1人です。

(カ) 大学院修学休業

公立学校の教員が、大学院や大学の専攻科の課程に在学して、その課程を履修するため、3年を超えない範囲内で休業することが認められる制度です。平成20年度における休業者数は、0人です。

(4) 分限及び懲戒処分の状況

ア 分限処分の状況

分限処分とは、職員がその職責を十分に果たすことができない場合に、公務能率の維持を目的としてなされる不利益処分であり、その種類は、免職、退職又は降任があります。平成20年度における分限処分数は、273件です。任命権者別の内訳は、以下のとおりです。

(単位：件)

区 分	知 事	公営企業管理者	教 育 委 員 会	警 察 本 部 長	合 計
休 職	91	20	120	42	273
降 任	0	0	0	0	0
合 計	91	20	120	42	273

イ 懲戒処分の状況

懲戒処分とは、職員の一定の義務違反に対する道義的責任を問うことにより、公務における規律と秩序を維持することを目的としてなされる不利益処分であり、その種類は、免職、停職、減給又は戒告があります。平成20年度における懲戒処分数は、15件です。任命権者別の内訳は、以下のとおりです。

(単位：件)

区 分	知 事	公営企業管理者	教 育 委 員 会	警 察 本 部 長	合 計
免 職	1	0	0	0	1
停 職	1	0	1	0	2
減 給	1	0	7	2	10
戒 告	2	0	0	0	2
合 計	5	0	8	2	15

(5) サービスの状況

地方公務員法第30条では、サービスの根本基準として、「すべて職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければならない。」と規定しています。この根本基準の趣旨を具体的に実現するため、同法は、職員に対し、法令及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、職務上知り得た秘密を守る義務、職務に専念する義務、政治的行為の制限、争議行為等の禁止、営利企業等への従事制限など、サービス上の強い制約を課しています。各任命権者においては、平成20年度において、以下の措置を講じました。

ア 知事、公営企業管理者、人事委員会、議会議長及び代表監査委員

(ア) 網紀の保持、サービス規律の確保等を図るため、次に掲げる通知を発出し、職員に対し、その徹底を図りました。

通 知	概 要
交通事故等の防止について	交通事故及び交通違反の防止について、注意喚起を行いました。
網紀の保持及びサービス規律の確保について	年末、年始を控え、網紀の保持及びサービス規律の確保を一層徹底し、県政に対する県民の付託に応えるため、県民に目線を合わせた県政の推進、利害関係者との会食等の自粛、虚礼の廃止、業務の適正な執行及び経費の節減、セクシュアル・ハラスメント及びパワー・ハラスメントの防止等について徹底しました。
網紀粛正の再徹底について	職員が公金詐欺事件に引き続き、関係団体の資金を着服する事件を引き起こしたことから、全職場において業務執行チェック体制の再確認と改善、県が事務局を担当する関係団体の事務処理体制の点検と見直しについて指導を徹底しました。

(イ) 職場におけるセクシュアル・ハラスメント及びパワー・ハラスメントを防止することを目的として、管理職等を対象に研修を実施するとともに、全職員を対象に職場研修を実施しました。

(ウ) 愛媛県又は愛媛県職員に対して行われる不当要求行為等に対し、職員の安全及び県行政の適正かつ円滑な執行を確保するため、愛媛県として組織的かつ統一的に対応する際の具体的な対応要領等に関する研修会を実施しました。

イ 教育委員会

網紀の保持、サービス規律の確保等を図るため、次に掲げる通知を発出し、職員に対し、その徹底を図りました。

通 知	概 要
交通事故等の防止について	ゴールデンウィーク前の時期をとらえて、交通事故等の防止について注意喚起を行いました。
交通事故・違反等の防止について	重大事故防止を目的として、事故等の件数が多いことから再度教職員の交通事故・違反等の防止について周知徹底を図りました。
網紀の保持及びサービス規律の確保について	公務員による不祥事が相次ぐとともに、飲酒運転や死亡事故を含む交通事故・違反が続発していることを重く受け止め、今後一切の不祥事と交通事故・違反の根絶に努めるよう指導の徹底を図りました。
個人情報漏えい防止対策の徹底について	各学校における個人情報の管理規定が十分機能しているかどうか確認させ、個人情報の管理を一層徹底するよう周知しました。
夏季鍛錬の廃止並びに夏季休暇及び年次有給休暇の取得促進について	夏季鍛錬（職務専念義務免除）が廃止されることに伴い、教職員に対し夏季休暇及び年次有給休暇の計画的取得に努めるよう周知徹底を図りました。
免許更新制に係る更新講習を受講する際のサービスについて	平成21年度から実施される免許更新制に係る更新講習を受講する際のサービスについて、教職員に周知しました。